

議会運営委員会 議事録

日時 令和8年7月17日（金）

10：35～

場所 第1・2委員会室

委員名 □委員長 齋藤俊夫 □副議長 岩佐秀一 □委員 竹内和彦 □委員 遠藤龍之
□委員 岩佐孝子 (□議長 伊藤貞悦 □副議長 大和晴美)

欠席なし

次 第

傍聴：1名

1 開会宣告【委員長】

報道機関から傍聴の申し出及び冒頭の写真撮影申し出有

【委員長】議会基本条例の規定から原則公開、写真撮影を許可したい。

【竹内和彦委員】賛成。

【遠藤龍之委員】反対。全員協議会から秘密会で行ってきた。どのように使われるかわからない。

【岩佐孝子委員】反対。

【委員長】半々なので、許可したいと思います。

【遠藤龍之委員】議運は全会一致が原則。その上で委員長が進めるのであれば、なぜ全会一致か確認してほしい。

【委員長】議運の運用はそのとおり。極力議論を尽くして着地点を見出すことが目的。写真撮影や傍聴の許可は皆さんの意向を踏まえて判断をしなければいけないと思う。写真撮影は許可する。

【遠藤龍之委員】原則を壊すということだ。

【委員長】傍聴の取り扱い前に岩佐孝子議員の除斥としたい。

【岩佐孝子委員】前回いろいろ話をしたことを報告されていないが、そのままなのか。

【委員長】途上ではあるが、本日あるいは後日説明をする。

【岩佐孝子委員】その場のこと、その後のこともわからないので注意してほしい。

【委員長】除斥については異議なしと認める。

【委員長】改めて傍聴の取り扱いを諮る。全員協議会では個人に関することから秘密会で扱ってきたが、全員協議会の位置づけは任意の協議調整の場であり、委員会は議会基本条例第2条で定める公正性、透明性の確保が求められている。また、個人のプライバシーの観点から全員協議会では秘密会としてきたが、事案は議会本会議で発生し、報道機関等に取り上げられてきている。特段の理由がない場合、傍聴を許可せざるを得ない考える。仙南亘理地方研修会における関係町の動向も鑑みると、亘理町を例にとってもハラスメント事案に対する傍聴許可を考慮した判断から、許可と考える。忌憚のない意見を聞かせて

ほしい。

【竹内和彦委員】傍聴申入れは、開かれた議会、基本条例で定めている。公の会議なので。亘理町の議運ではどうだったのか。

【委員長】許可したと聞いている。

【竹内和彦委員】基本的なことなので公に傍聴許可すべき。

【遠藤龍之委員】許可すべきではない。全員協議会で秘密会にしてきた。議運でも同様。なぜ秘密会にしてきたのか。今回申し出があるからというが、この事案は未だ途上にあり解決していない。最終調整を図る現段階と意識している。この間の申立てに対しての回答をどうするか。まだ結論は出てない。調整を図りながら最終結論を出すために、議論している。このことは新聞等々で報道されているが、なおのこと事実に基づいた対応が求められると考えると、目的である決議をどうするのかということ。法的にどうなのかも確認しながら専門家に確認しながら進めていくもの。個々人の受け止め方もある。結論を出してから次の行動に移るべきだと思う。途中の段階のものを出すのはいかがか。

【竹内和彦委員】早すぎるというが遅すぎる。亘理町では公明正大に行った。開かれた議会として、都合が悪いからでは。

【遠藤龍之委員】6月17日の要望からの対応。解決できない問題に取り組んでいる。早くするために頑張ってもらっている。申立人が納得するような対応を決めていく。両者が納得できるような結果を出そうとしている。申立てに対する対応と決議に対しては、議員としての責任は重い。議会としてあるべき姿勢を示していくことが開かれた議会へつながるものと考えます。

【副委員長】事件とすれば被害者と加害者がいる。今回の件は確実に被害と加害になっているのか、そうではない。個人の受け取り方で変わってくる。パワハラと同様に。両方守るようにしなければいけない。申立人に対する回答はしたのか。

【議長】回答は行い、申立人は考えるとのことだった。

【副委員長】亘理町の例はパワハラと認定されたもの。こちらは慎重に対応するためには、申立人に配慮し当該議員の話を聞きながら進めるしかないが、結局は裁判するしかない個々人のこと。

【竹内和彦委員】名誉回復措置はどうか。

【副委員長】それは終わっている。

【竹内和彦委員】納得していない。

【副委員長】それは言い分があるから。解決しない。

【委員長】前議長の時に、当該議員に厳重注意を行ったが、謝罪を行わなかった。そのことが長引かせた原因。議会の自律権の中で判断するものと考えます。的を絞った意見交換をしてもらいたい。

【遠藤龍之委員】今日の議題は決議の内容をどうするかということ。お互いが納得できるような取り組みを行っている最中。前回確認したこと。回答内容は前回いいとあったが、それを申立人が納得して受け入れれば終わったが、未だ納得できないということを受けて対応を考えている。お互いの事実の確認を行い、着地点をお互いに探していく途上にある

と感じている。今後、どうしていくことかを考えること。個人としては申立人から話を聞きたい。議運としては、どう進めていくかを考えていくこと。協議議題になっている決議案はここで結論を出す必要はない。今後議運の中で議論していくべき。

【委員長】先日の申立人への回答事項。一括した回答には申立人も理解を示している。長引いている現状から、議論を全員協議会から議運に移して、方向性を示すために途上であってもアピールする必要もあるのではないかと感じる。亘理町との比較を好対照のように取り上げられることも望ましくない。

【遠藤龍之委員】そのことに対して否定はしない。方向は確認できた、内容は理解できるように確認する時間を取るべきではないか。結論を出してから公開すべきではないか。事実に基づいた町民にわかりやすい決議が求められる。

【委員長】副議長から意見があれば。

【副議長】7月13日に議長から申立人に回答した際に、その場ではなく確認をしてということになった。議会の自律権として、議会がどう対応することが大事だと感じる。決議の方向性についても同時に進めていくべきと考える。

【委員長】傍聴の許可は。

【副議長】断る理由はない。

【委員長】断るとすれば合理的な報道機関に理解できるような理由が必要だが、思いつかない。

【遠藤龍之委員】今日の議案は、まだ取り上げる必要がないのではないかと話した。調査途上のため、決議案は取り扱わないとなれば、傍聴の件は争わない。人権擁護委員会からも不問に付すとされている。議会には是正しろと、それに対応している。謝罪の場面も作ってもらい、行っている。その後の申し出がある状況。確認する場所が議会ではなく人権擁護委員会ではないのか。

【委員長】最終的には山元町議会が自律権の中でどう対応するかと決めることが必要。人権擁護委員会に強制力があるわけではなく、議会の中で考えて決めること。誤解のないように。

【遠藤龍之委員】最終的にというのなら、結論を見た時点で説明するのは当たり前だと思う。山元町議会パワハラ条例もあるのだから、それに照らしてみればいい。今日の案件は、やることはいいが、先送りでもいいと思う。

【委員長】公開性、透明性、公正性の議会活動の原則を考えたとき、報道機関を入れないことは考えられない。特段の理由は難しい、そのため許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議あり」の声あり）

【委員長】秘密会にする場合には半数以上の賛成が必要ということもある。

【遠藤龍之委員】議運では全会一致の原則。

【委員長】傍聴を許可することに異議はないか。

【遠藤龍之委員】決議案を議題にすべきではないかを先に決めるのではないかと感じる。

【副委員長】申立人対応までを傍聴許可することか。

【委員長】図っているのは傍聴の許可。

【遠藤龍之委員】今日委員会で決議を出すということが出れば、明日の新聞に出る。当該議員にも申立人にも影響を与えることになることを危惧している。果たして結論に至れるのか。懸念している。

【委員長】山元町議会の姿勢が問われている。

【遠藤龍之委員】お互いを守るために慎重な取組をしていかなければいけない。報道機関が入れば広がってしまう。今後の将来を考えたときに、それを守るのが議会だと思う。

【委員長】許可せざるを得ないと考える。

【遠藤龍之委員】何を議論するのか。

【委員長】メモの説明と経緯の説明。

【遠藤龍之委員】大いに反対。

【委員長】二人から異議なしとあったことから、傍聴を許可する。

(傍聴人入室)

2 報告並びに連絡
なし

3 協議事項

(1) 申立人要望対応について

(資料職員配付)

【委員長】侮辱発言問題の整理に関するメモ資料の読み上げ説明。タイトルに問責を入れます。決議事項に謝罪等括弧書きにしているコメントは前議長から嚴重注意を行っているので、決議の中で再度求めることには無理があるので、除く。仮に全員協議会で説明する際には最初から除く。裏面。対処手法等の検証、前回の議運において口頭で説明した内容を文章化した。議運委員長において全会一致で「猛省を促し再発防止を求める決議」として提出したい。決議案は次回提出したい。時系列的整理資料を要点読み上げ説明。問責決議には適切なものを盛り込み、申立人にも当該議員にも納得できるものを入れたいと思う。確認事項があれば。

【遠藤龍之委員】同意はしない。これから読み込んでから対応する。

【副委員長】いいと思う。

【竹内和彦委員】資料回収されていたところもよく理解できた。

【事務局長】委員長の許可で傍聴者がいる状況で、本日の会議資料を求められたときに配付していいか確認しておくべき。議員が渡していいものか、事務局が渡していいものか。委員会の中で判断を示してほしい。

【委員長】本日の資料の取り扱い、秘密会でない傍聴であれば、求められている資料は原則配付と考えるが。

【竹内和彦委員】公の議場で起きた事案、基本公開。

【副委員長】公にしても大丈夫。

【遠藤龍之委員】公にしたのだから事務局の責任において。

【事務局長】事務局の責任においてとはどういう意図からの発言か。会議の中で配付された資料だが、重要な情報だといわれてきたことから、問いかけをしたもの。

【委員長】資料は委員長が整理作成して配付したもの。

【委員長】よって配付とする。除斥を解く。

(岩佐孝子委員入室)

4 その他

次の開催日程 7月24日臨時会後。

7月22日全員協議会には報告する。

岩佐孝子委員には委員長から説明する。

5 閉会宣告【委員長】

(閉会 12 : 20)